

会 議 記 録

会議名称	令和5年度第5回杉並区子どもの権利擁護に関する審議会	
日時	令和6年3月14日（木）18時30分～20時20分	
場所	杉並区役所 中棟4階 第2委員会室	
出席者	委員名	高木委員、谷村委員、田村委員、増田委員、向井委員、曾山委員、板垣委員、佐野委員、横田委員、岡野委員、横山委員、若松委員、野村委員、新藤委員
	事務局	子ども家庭部長、子ども家庭部子ども政策担当課長（子ども家庭部管理課長兼務）、子ども家庭部地域子育て支援課長、子ども家庭部子ども家庭支援課長（児童相談所設置準備課長兼務）、子ども家庭部保育課長、子ども家庭部保育施設担当課長、子ども家庭部児童青少年課長、保健福祉部障害者施策課長、杉並保健所保健サービス課長、教育委員会事務局庶務課長、教育委員会事務局済美教育センター教育相談担当課長
傍聴者数	9名	
配付資料	資料1	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会委員名簿及び席次表
	資料2	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会事務局名簿
	資料3	3月に実施した子どもからの意見聴取の取組・内容等について（報告）
	資料3別紙	杉並区子どもの権利条例を考えるワークショップ in 文化学園大学杉並中学・高等学校
	－参考資料1	オンライン付箋システム（A～F班）
	－参考資料2	提言書（A～F班）
	資料4	「子どもの権利検討部会」における議論について、各グループ作成資料
	－参考資料	「子どもの権利」検討部会資料3参考資料_検討用グループピング、国連子どもの権利条例に掲げられている子どもの権利
	資料5	杉並区子どもと子育て家庭の実態調査報告書
会議次第	1 開会 2 議題及び報告事項等 (1) 3月に実施した子どもからの意見聴取の内容等について (2) 「子どもの権利検討部会」における議論について (3) 杉並区子どもと子育て家庭の実態調査について（報告） 3 その他 ・今後の進め方について	
野村会長	それでは、第5回杉並区子どもの権利擁護に関する審議会を始めたいと思います。 年度末で皆さん忙しい中かと思いますがけれども、ご参集いただきましてどうもありがとうございます。次第に則しまして進めていければと思	

	<p>います。</p>
子ども政策担当課長	<p>事務局の浅川です。今日はお忙しいところお集まりくださいますありがとうございます。</p> <p>まず、定例の資料の確認をさせていただければと思います。席上の資料、まず1枚目が次第です。中段に今後のスケジュールが書かれているのですが、日付の変更がございますので、後ほど改めてお話しさせていただきます。</p> <p>資料1、委員名簿。裏面に席次表でございます。</p> <p>資料2といたしまして、審議会の事務局名簿。</p> <p>資料3といたしまして「3月に実施した子どもからの意見聴取の取組・内容等について（報告）」ということで、カラー刷りのA4横のもの。</p> <p>資料3の別紙といたしまして「杉並区子どもの権利条例を考えるワークショップ in 文化学園大学杉並中学・高等学校」。A4縦のホチキス留めのものが1セット。</p> <p>別紙参考資料1、2ということで「オンライン付箋システム（A班）」「提言書（A班）」と書いてあるこちらの資料が一番上に乗っている資料3の別紙とセットでついています。</p> <p>資料4といたしまして、『子どもの権利検討部会』における議論について」というものでございます。</p> <p>その資料4の参考といたしまして、右肩に「第5回資料4参考資料」となっているA4横のもの。これは3月1日の部会でお配りしたのですが、これに基づいて部会で議論しておりますので、参考につけさせていただきます。</p> <p>最後に、これも部会でお配りしたものですけれども、平野先生のA4縦の「国連子どもの権利条約に掲げられている子どもの権利 分野別」というものでございます。</p> <p>不足しているものはございますでしょうか。もし何か不都合がございましたら、都度お声がけくださればと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>引き続き定足数の確認でございます。今日は谷村委員がオンラインでの参加、横田委員は、若干遅れるというご連絡を頂いておりますが、条例第5条2項により半数以上の方が出席されておりますので、有効に成立しているところでございます。</p> <p>それから、今日は録音・撮影等の申請はございません。</p> <p>確認事項は以上でございます。</p> <p>それから、今日は皆さんに卓上のマイクの使い方をご説明いたします。お二人で1本使う形になります。お話しいただくときはちょっと傾けていただくと自分のほうへ向かいます。真ん中の台のところについている横長の楕円形のボタンを押すと赤く光ります。赤く光ってからお話しいただくと、スピーカーから流れて聞きやすいと思いますので、ご発言いただくときは、お手間ですがよろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
野村会長	<p>それでは、次第に従いまして進めていければと思います。</p> <p>まず、次第2（1）「3月に実施した子どもからの意見聴取」ということで、いろいろな形でやっていただいたものの報告が配付されているかと思えます。とても貴重な内容が含まれていますので、まずこの内容報告についてお話しいただければと思います。</p>

子ども政策担当課長	<p>それでは、谷村委員のお時間の関係で、資料3の4番から始めさせていただきます。</p>
谷村委員	<p>ありがとうございます。高知県の学校に出前授業に伺っていた関係で、オンラインで今日は参加させていただいています。</p> <p>ご想像されているかもしれませんが、高知県は非常に山岳部もあって、田舎に来ているので電波が悪い関係で、一旦画面をオフしております。もし途切れたりしたら教えてくださいということで、資料の報告をさせていただきます。資料3別紙参考資料をご覧ください。</p> <p>今週の月曜日「杉並区子どもの権利条例を考えるワークショップ」ということで、文化学園大学杉並中学校・高等学校でご協力も頂きながら開催をいたしました。</p> <p>「NPO法人みんなの進路委員会」は、私が代表をしている中高生向けに全国でワークショップをしている団体でして、今回のファシリテーターはこの学生ないしは20代のメンバーで行いました。1チームだけ杉並区の職員の永田さんにファシリテーターをお願いしました。ありがとうございます。</p> <p>資料2枚目です。「当日の概要」ということで3時間、午前中だけの授業で午後が空いている時間帯で実施させていただきました。</p> <p>総計27名の方からご参加いただきまして、学年の内訳はここに書いていとおりですけれども、中1から高3まで様々な年代の方にご参加いただきました。一番多かったのは高校1年生と高校2年生の10人ずつというところでした。</p> <p>学校ですけれども、内訳としては文化学園大学杉並高等学校・中学校の方がほとんど参加されて、残り2校の生徒さんがいらっしまったというところでした。</p> <p>「当日の流れ」は、3ページ目に全体を書いているのですが、細かく4ページ目にも書いていまして、最初に参加者同士、学年も違ったり学校も違う方もいましたので、自己紹介をしていただきながら、「まちカタルカ」というカルタなのですけれども、引くといろいろなお題が書いてあって、地域のことを考える。これは武蔵野市で作られた、武蔵野市のことを考えるためにまちづくりワークショップとかで使うものらしいのですが、知り合いがやっていたので、これはいいなということで使わせていただいて、今回利用しました。これを踏まえて皆さんがこれから杉並区のこと、地域のことを考えるのだなという頭の準備運動という感じで、意外と中高生の皆さんは地域のことをすごく詳しくて盛り上がっていたり、全然分からないという方もたいたいのですが、周りの子たちが助けたりしながらすごく盛り上がっていました。</p> <p>次のページがテーマ①ということで、最初は子どもの権利について私から簡単にですが歴史的な背景だったり、権利のことで国連ではこんな条約があるとか、また杉並区はこの審議会の議論であるとか意見聴取とか、これまでどんな取組をしてきたのかということをご紹介します。</p> <p>ワークショップのテーマは全部で4つ議論したのですが、1つ目は「子どもって誰だろう」ということで、年齢だったり居住エリアについてなど意見出しがありました。これはオンライン付箋システムを利用しましたので、どんな意見があったかは、別途資料が添付されていると思うのでそちらを見ていただきたいと思うのですが、面白かったのは、高校生の中で「私たちは大人だ」という意見も結構あったので、「子ども」という名称を使われることに、やや違和感を持っているみたいな</p>

部分もあって「中人」がいいのではないかと、「子どもの権利」というと中学生以下のような印象があるみたいなことを言っていて、これは面白いというか、なるほどなという感覚もありました。同じように18歳で切っていいのかと、20歳ぐらいまで緩やかにカバーできることも大事なのではないかという意見も多く出ていたと思います。

テーマ②「子どもの権利って何がある」で、個人で皆さんがこんな権利があるのではないかと、大事ではないかと、というのを付箋に書いていただいたものをグループ内でシェアしながら、「これはグルーピングできるよね」みたいな感じで模造紙に貼っていきました。

今回のワークショップで使った模造紙が3つあるのですが、1つ目の模造紙が子どもの権利について各グループで考えたものになります。

その次が、テーマ③の「大人の役割って何だろう？」ということで、それが模造紙の2つ目、別途資料があると思うのですが、まず子どもたちで、そもそも「どんな属性の大人がいるか」みたいなことを皆さんが考える形で、2つ目の模造紙が上の段、真ん中の段、下の段と分かれていると思うのですが、上の段が、こんな属性の大人がいるのではないかと、というのでグルーピングされています。政治家とか先生、親、そういう属性の分け方や、ちょっとまた違った切り口の分け方をしているグループもあって、面白いなというところです。

真ん中の段には、それぞれの属性、グルーピングした大人たちに対して言いたいことはあるかというところで、感謝の言葉みたいなものあれば、こうしてほしいよねみたいなものとか、いろいろと出ていたと思います。

下の段は、言いたいことから分析をして、例えばポジティブな意見がある場合は、大人が子どもの権利を守るという意味合いで何か役割を果たしていると考えられるのではないかと、ネガティブな意見があるということは大人が役割を果たしていないのではないかと、ということ、どんな権利とか役割に関わっているかみたいなのを考えていったものが書かれています。

最終的には模造紙の2枚目、3枚目を見比べながらブラッシュアップをしていきまして、最後がテーマ④「どんな仕組み・制度が必要かな？」ということで、具体的にどんな制度や仕組みが必要かということ、テーマ②で最初に作った模造紙に戻って、1人につき3票、特にこれが大事だと思う意見に投票していただき、各グループで1つ選んだ権利について3枚目の模造紙、これに何とかの権利と一番上に書いていると思うのですが、それが各グループが選んだ権利です。

また模造紙は上の段、真ん中の段、下の段と分かれていると思うのですが、上の段はその権利について取り巻く現状、子どもたちが感じている現状を書いて言います。

真ん中の段は、その現状に対して理想はどんな姿なのか、権利が守られている姿はどんな姿なのかを書いています。

下の段は、その現実と理想のギャップを埋めるために何ができるのか、どんなことがあったらいいのかを書いているのが3枚目の模造紙になっています。

3枚目の模造紙を踏まえて最後は提言をする形になります。各グループが企画書、パワーポイントだったり、最近の中高生だとCanvaを使ってすごくおしゃれなのですが、中高生が作られた提言書が、

皆さんのお手元にあるのかなと思います。それを使って中高生たちはプレゼン形式で最後に発表しました。

提言内容は、見ていただいたら細かく書かれていますのですが、6班ありまして、1つ目の班は「偏った思想に染められない権利」ということで、全部話すと長くなってしまうので書いていることを読んでいただきたいと思うのですが、小学校の先生が女子児童に「早く結婚しろ」とか言っている、ちょっとやばい先生がいたと高校生になってそれを気づけたと、子ども時代にそれを植え込まれたら危ないですよみたいなことを原体験として持っている生徒さんがいて、ほかにもいろいろ、親の価値観に染められてしまうとか、そういうことってあるよねということまでこういう意見が出ていました。

B班の意見は、「意見を尊重される権利」ということで、大人と対等に話せる場はなかなかないですよという話をされていて、原体験としては、生徒総会であまり理由を説明されずに子どもたちの出した意見が否決されたということがあったらしいのですけれども、それで先生と本音で何か言える場があったらいいよねみたいなことを話していました。

C班も同じようなところですね。「意見を表明する権利」ということで、これは私に対することでもあるかなと思ったのですが、まさにその当日、「今回私たちが提案したことがどうなるかちゃんと報告してくださいね」と強く言われまして、そうだなということ、あとは「表明できる場がもっと欲しいです」と。あとは、やはり子どもだということでもなかなか意見が言いづらいこともあるので、例えばオンラインとかのテクノロジーを使って相手が大人なのか子どもなのか分からない状態で意見をお互いが言い合える場を作れないかみたいな話をされていて、これは面白いことを言うなと私も感じましたし、実際できると思いました。

D班は、「選択・判断する権利」ということで、特に学校とか少数の大人だったり、多数派の力がすごく強くなってしまふことがあると思うのですけれども、自由に自分の意見が言えることが大事なのではないかという話が出ていました。

E班は、同じ「意思表示」です。怒られないとか理不尽に否定されないとか、多分そんな経験をたくさんしてきたのではないかなと思うのですが、勝手に子どもたちのことを決めないでほしいということ、本当に細かい話ですけども、例えば学校の課題を提出する期限とか、子どもたちにも事情があるのに一方的に決めるのではなくて、アンケートとかをやってほしいよねみたいな話とか、あとは政治家の方に意見をフラットに言える場が欲しいという話も出ていました。

最後、F班は「学ぶ権利/教育を選択する権利」ということで、進路指導の話が例で出てきていますけれども、学校が目指す理想の針路であるとか親だったり先生だったりの方向性に持っていかれる話であるとか、あとは忙しい、時間がない、自分たちがやりたい活動だったり、当然遊びたいとかもある中で、学校の課題がすごく忙しいとか、出席日数があまりにも成績にリンクし過ぎていて、たまには例えば有休制度みたいな話もありましたけれども、自分のやりたいことのために時間を使えたらいいのになとか、選択科目とっているのに強制で選ぶ、剣道しか選べないみたいな話とかが出ていました。

あとは、留学したい方が何人かいらっしやっただけですけども、金銭的な事情でみんながチャレンジできなかつたりもあるので、そういった部分のサポートがあったらいいよねとか、学校に入る上で、もともと聞

	<p>いていた、出てきている情報と入ってからが違うので、高校生同士の口コミサイトではないですけれどもコミュニティみたいなものがあったらいいなという話とかいろいろ面白い意見が出ていました。</p> <p>アンケートは、参加した学生さんの27人中22名に回答していただいたのですが、こういった機会があって子どもの権利のことをよく知れたり関心を持てたという非常にポジティブな回答を頂けたかなと思います。</p> <p>難易度に関しては、比較的ちょうどいいという話が多かったですし、今後もこういう機会があったら参加したいと。継続的に、もちろん条例づくりに対する意見表明もそうですし、できた後もワークショップみたいなことをやっていきたいかという質問に対して、22人中13名が引き続きやりたいと回答を頂きました。</p> <p>最後ですが、あとは一人一人にいろいろなコメントを書いていただいておりますが、やっぱりこういう機会がもっと欲しいよねということであるとか、あとはこういうふうに意見が言えて、ちゃんと反映されそうな場があったということに対しての喜びが声として大きかったなと思います。</p> <p>細かいいろいろな意見が出たので、それは添付資料で、多分付箋であったりとか、提言書が出ています。あと提案している様子を動画でも撮影しているので、これはどういうふうに皆さんと共有するかはご相談なのですが、直接生徒さんの気持ちが乗ったプレゼンを皆さんに見ていただきたいと思いますので、またご相談させてください。</p> <p>ということで、私からは以上になります。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何かご質問等はございますでしょうか。</p> <p>貴重な意見というか、かなり内容に踏み込んだ形で提言書というところまでまとめていただいて、本当にありがとうございます。</p> <p>今日は、子どもの権利検討部会での検討内容をもとに、子どもの権利についての検討をしていくことになると思うのですけれども、ちょうどこのワークショップの中で話された内容がかなり近接していますので、ここで挙げられたことについて一緒に検討していければと思います。</p> <p>なるほどと思ってお聞きしていましたが、質問などはよろしいですか。</p> <p>谷村さんには子どもの権利検討部会に参加していただきましたので、このワークショップに参加した子どもたちが発言した内容なども少し意見に加えていろいろご意見を言っていただけるといいかと思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは「3月に実施した子どもからの意見聴取の取組・内容について」のその他の取組についてご報告させていただきます。</p> <p>それから、今、谷村委員からのご報告にありました模造紙ですけれども、提言の部分は会場外に貼ってあります。残りの部分は可能な限りこちらに貼りましたので、後ほどご覧いただければと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>では、資料3をご覧ください。おめくりいただきまして、まず1点目でございます。「『子どもワークショップ』第3回の実施報告」でございます。これは3月3日に実施いたしました。日時、参加者については記載のとおりでございます。</p> <p>これは、「シーズン1」として取り組んでおりますワークショップ4回のうちの3回目となります。</p>

	<p>記載のとおり、前回ご報告しました「なんでやねんすごろく」という関西のNPOが作ったすごろくの杉並区版を作ろうということで様々活動してまいりました。</p> <p>グループに分かれて、ここに記載されている例のように家や学校などで「変だな」と思うことや、「そうだね」「いいよね!」と思うようなことをそれぞれ出していただきました。</p> <p>これをカードに書き写したり、それに絵をつけたり、子どもたちが全て手書きでやったのですけれども、2班ありましたので、杉並区の地図をベースに半分ずつのエリアに分けて、それぞれの班でいろいろなルールを決めながらマスを設置して、写真左下のような独自のすごろくを作ったということになります。</p> <p>私も一緒に見ていたのですが、最初に体験した「なんでやねんすごろく」は、いわゆる「おかしいな」という点がカードに書かれているのですけれども、今回のワークショップで子どもたちが考えたのは、「おかしいな」と思うことに加えて、「いいよね!」という肯定的な意見が入っているところが非常に特徴的で、子どもたちもいろいろなことを考えているのだなというところが強く印象として残ったところです。</p> <p>このワークショップで作ったすごろくのお披露目については、3月30日の最終回、第4回ワークショップで子どもたちのインタビューを交えながら区長に発表をするということを予定しております。可能であれば、審議会の皆様方にもぜひご覧いただければと思っております。ご参加いただける方はぜひお越しくださいと思っております。詳しい日程につきましては、また後ほどご連絡させていただきます。</p> <p>2点目でございます。都立永福学園、いわゆる都立の特別支援学校になるのですけれども区内にございまして、ここに見学と、通われている生徒さんと保護者、PTAの皆さんと意見交換ということで、3月5日にお邪魔をさせていただきました。</p> <p>校長先生のご説明を聞きながら学校見学をした後、第1部としましてPTAの役員さんと意見交換を行いました。意見につきましては、抜粋したものが資料に記載されておりますので、後ほどご確認いただければと思います。</p> <p>第2部といたしまして、肢体不自由教育部門高等部に準ずる教育課程、3年生の2名の生徒さんと意見交換を行いました。今年度私どもが様々な子どもたちに聞いてきた「子どもにやさしいまちって、どんなまち?」「好きな場所って、どんなところ?」というテーマを中心に、学校を卒業するに当たって後輩たちにつなげていきたい思いということで意見をいろいろ聞かせていただいたところでございます。</p> <p>この意見交換会には、新藤副会長をはじめ、委員の方が何人かご参加くださいましたので、もしよろしければ感想といえますか、当日のことをお話しただければと思いますので、副会長からよろしく願いできればと思います。</p>
新藤副会長	<p>新藤です。よろしくお願いたします。</p> <p>まず、都立永福学園と、その後、済美養護学校にもお伺いしたのですが、田村委員には本当にご尽力いただきましてありがとうございました。</p> <p>障害のあるお子様が通っている学校ではありますが、聞きたい内容は、障害の有無にかかわらずどの子どもであったとしてもお聞きしたい内容をお聞きいたしました。ただ、言葉によるコミュニケーション</p>

	<p>はどうしても難しいお子様もいらっしゃると思いますので、その場合には保護者の方の思いやご経験をお聞きすることになったと思います。</p> <p>貴重な経験として、永福学園で高校3年生の車椅子を使っている子どもたちのお話を聞くことができました。</p> <p>やはり障害を持っているということで遊ぶことが制約されていたり、差別される経験があったり、そういった疎外が障害のない子どもに比べて起こりやすい状況になっていて、そのことに対して保護者の皆様がすごく努力されていたりということも伝わってまいりました。</p> <p>ですので、今後条例をつくっていく中でも、常にこういった自分で意思を表出するということが、表出しているけれども、受け取る側がなかなか声を聞き取れない難しい状況にいらっしゃる子どもの声であったとしても、こちらが拾いに行くことがとても重要かと思えますし、どんな状況にある子どもにとっても利益がある形での条例にしていくことがやはり必要だろうということを感じました。</p> <p>以上です。</p>
野村会長	<p>副会長、ありがとうございました。</p> <p>ほかに委員の皆様方、ご発言いただければと思えますがいかがでしょうか。</p>
田村委員	<p>田村でございます。私も永福学園と済美養護学校の両方に行ってきたのですけれども、この中で印象的であったご意見をご紹介させていただければと思います。</p> <p>まず、永福学園の準ずる教育課程のお二人から頂いたものですが、言葉で自分の意見を伝えられない子どもたちの意見をどうやって拾うかというところで、表情だったり、ちょっとした仕草から、それが好きか嫌いかというのを友達としても判断しているということでした。</p> <p>ただ、子どもたちから見ると、先生としゃべれない子どものやり取りで「先生のその判断は、ちょっと間違っているのではないかな」と思うことがあるという話がありまして、ぜひ周りの子どもの意見も拾ってもらえると、そういう言葉で思いを伝えられない子の意見は、より適切に拾われるようになるのではないかなというのが、とても印象的な意見でありました。</p> <p>あとは、永福学園と済美養護学校の保護者の方の両方ともおっしゃっていたのですけれども、外に出たときに心ない言葉を投げかけられたり、そういった経験があるので、バリアフリーとかいろいろなインフラが整っていたとしても、なかなか気持ちの面で外出しづらいと思ってしまうことが皆さん結構あるということで、もっと障害のある子どもが当たり前に地域に馴染んでいけるような、そういう取組をぜひしていただきたいというようなご意見を頂きました。</p> <p>その中でも済美養護学校の保護者の方は、地域の学校の授業に参加させていただける仕組みがあるので、それに積極的に参加したり、学童に入れて健常の子どもたちと交流するような機会を親としても積極的に設けさせて地域に馴染めるようにということを考えているという、そういったご意見があった一方で、ほかの保護者の方から「なぜマイノリティ側だけが理解してくれと努力しなければいけないのか」「むしろこちら側は傷つけられた経験もあって、かなりそのハードルが高いのに、常にこちら側から努力して一生懸命仲間に入れてと努力しなければいけないことにすごく疑問を感じている」という意見もありました。その思いももっともだと思ひまして、かといって皆さんがどうすれ</p>

	<p>ば平等に扱ってもらえるかというところの答えがあったわけではないのですけれども、権利を侵害されている側から努力しないといけないというのは確かにおかしいなと思いましたが、この場で紹介させていただければと思いました。</p> <p>以上でございます。</p>
増田委員	<p>増田でございます。私は都立永福学園の視察と意見交換会に参加させていただきました。その中で保護者の方がおっしゃったことすごく印象に残っていますのは、障害のある子どもに限らずLGBTQや外国ルーツの子どもも普通の存在として差別や特別視されることなく生きることが認めてほしいということをおっしゃっていました。マイノリティの子ども、障害があっても意思や意見を尊重してほしいと生徒からもそういう声がありましたし、具体的には自分たちの学校にも生徒会があったらいいなという声も聞かれました。弱者も当たり前で生きられる居場所のある社会になってくれればいいなという意見がありました。</p> <p>以上です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。</p>
向井委員	<p>向井でございます。私は、永福学園と済美養護学校どちらにも参加しました。いろいろ大変勉強になったのですが、2つだけご報告すると、まず、先ほど田村委員が「仲間に入れてとどうしてこちらから行かなければいけないんだ」という意見が出たお話がありましたけれども、田村委員と私は違うグループでしたが、こちらでも同様のお話が出たのです。こちらのグループでは「来てほしい」という話が出ていました。こちらから行くのではなく、各学校、小学校、中学校、高校から私たちの学校に来てほしいと、そうすると、行くハードルは高いけれども交流ができる、自分たちのフィールドを見てほしいというお話が出ていました。</p> <p>もう1つは、ちょっとずれるかもしれないのですけれども、永福学園ではPTAの方たちと高校3年生相当のお子さんお二人、一緒に皆さんでお話を聞きました。済美養護学校のほうは全てPTA理事の皆様27名を2つのグループに分けてお話を伺ったのですが、私になるほどと思ったのは、皆さん、ほかの障害の方の日常生活のことを「へえ、そうなんだ」というふうに聞き合っていたことでした。つまり、皆さん同じところに通われてふだんからかなりPTAに参加されてご興味を持って活発に活動されていても、お隣の方がどういう暮らしをしていてどういうことで困っていてということが、あまりコミュニケーションが取れているわけではないのだなということが分かりました。</p> <p>皆さんとても大変でそれどころではない、毎日が大変だというお話だったので、お子さんたちを支援している保護者の方たち、支援している方たちの支援がとても必要だなと感じました。「そんなことで困っていたんだ。でも私そんなことを考えたことがなかった」という話が出て、そういうものだったのだということにとっても驚いたので、コミュニケーションの機会などもどうにか、支援する人を支援する仕組みをできないかと感じました。</p> <p>以上です。</p>
野村会長	<p>ほかにはいかがでしょうか。</p>
板垣委員	<p>板垣です。済美養護学校に見学に行かせていただきました。</p>

	<p>先ほど、世間から冷たい目で見られているという経験をされている方がいるというお話がありました。その解決策というか、校長先生もお母さん方もおっしゃっていたのですが、小さいうちはそんなに変わらないらしいのですが、小学校5、6年生からすごく変わってきてしまいなかなかうまく交流することができなくなってしまう。小さいうちから地元の子と仲よくなることで、小さいころから一緒にいた仲間は、町で会っても声をかけてくれて、例えば、妹さんがそうだとすると、「そうだよ」と分かってくれて、みんな温かい目で見してくれる。なので、小さいころからの交流を広げたいとおっしゃっていました。</p> <p>もう1つ、副籍交流に多少無理をしても通う事で、知ってもらえる、というご意見もあり、それくらい社会の理解がまだ足りないのだと感じました。</p> <p>以上です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかは大丈夫ですか。</p>
岡野委員	<p>岡野です。私は区立済美養護学校に行かせていただきました。そこでは、電車とか乗っていると落ち着かないといって飛び跳ねたり声を上げたりしてしまうというお子さんをお持ちのお母さまが、そのときヘルプマークをつけていたと。そのときに「うちはこれなのよ」みたいな感じでマークを見せて、何となく納得してくれた顔をしていたという話もあったのです。先ほども言っていましたけれども、あちらが努力するのではなくて、こちら側というか、そういう人たちもいるのだよ、ということを理解することが一緒に生活していく、暮らしていけるということではないかとすごく思いました。</p> <p>済美養護学校の目の前に済美小学校があるのですけれども、済美小学校は小さいころから結構交流があるのです。済美小学校の中にも特別支援級がありまして、落ち着かない子、声を上げる子とか急に走り出したりする子が日常的に校内にいますので、すごく慣れているというか、それで済美小学校の子が大宮中に上がるのです。なので、あの辺の地域の子は、そういう子がいても意外と「あの子ね、ああいう特徴がある子だよ」とか「あの子はいつもしゃべっている。声を上げている子だよ」とか、子どもたちがすごく理解して、それを聞いて私たちが「そうなんだね」と、インクルーシブではないですけども、一緒にいるというので、すごく理解が促進されるのだなと私もすごく感じていますし、1年に1回でもいいので済美養護学校に行ったり、校内研修とかで子どもたちがその場を見に行く、交流することとかをやっていくともっと理解が深まるのではないかと感じました。</p> <p>以上です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。</p>
若松委員	<p>聖友学園、若松です。私も区立済美養護学校へ行かせていただきましたが、まず、ハードとかソフトの、こういう制度をとにかく何とかしてほしいという熱い想いを親御さんが杉並区の方にぶつけられていたのが大変印象に残っています。来ていただいて本当によかったと思っています。そこら辺は、これから杉並区としてできることを考えていただくことがまず大事なのかなと感じたことです。</p> <p>あと、意思表示ができない子がいるようになったときに、私もいろいろ考えているのですが、子どものために親がやっているとか施設がやってい</p>

	<p>るとか、「子どもために」というワードがどうなのかなど。「子どもにとって」どうなのか、よいのか悪いのか、そこで親御さんが悩まれながらも「子どものためにやっているのです」と言われているのですけれども、「確かに」と何かすごくもやもやした感じがすごく印象に残っています。ざっとした言い方で申しわけないです。</p> <p>以上です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。ほかは大丈夫ですか。</p> <p>ありがとうございます。とても貴重な意見を頂いたように思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>大変失礼いたしました。資料3の4ページ目の「2-2. 区立済美養護学校」までご説明して皆様からご意見を頂くべきだったと思っています。事後になります。3月8日の区立済美養護学校の見学と意見交換会についてご説明させていただきます。</p> <p>今お話しいただきました委員の皆様と、私ども職員4名も同行しまして、ここでは生徒さんではなく保護者の方との意見交換会ということで、保護者の方27名が、先ほど向井委員からあったとおり、2つのグループに分かれて、それぞれのグループに審議会の委員の方と職員がついていろいろお話を伺ってきたところでございます。</p> <p>前半では主任教諭の説明を聞きながら校内見学させていただき、校長先生から、副籍交流についてお話しを伺いました。先ほど向井委員からお話がありました、行って交流というところになります。済美養護学校は、杉並区内の全エリアが通学区域になっていまして、子どもたちがあちこちから来るのですけれども、当然一方で小学校・中学校には学区がございまして、副籍交流はそれぞれお住まいの地域の学校にも籍を置いて交流していくことでいろいろなつながりが生まれませんかということで行っているとご説明いただきました。</p> <p>先ほどのお話でいきますと、地元の学校に副籍交流で行っているのだけれども、うまくいっているケースもあれば、ちょっとうまくいかないので遠慮させてもらっているというお話などを保護者の皆さんからいただいたところでございます。</p> <p>お出しいただきました意見につきましては、抜粋で掲載しておりますので、後ほどご確認くださいと思います。</p> <p>続けて「3. 中瀬中学校意見交換会」のご説明をさせていただきます。こちらは3月6日に実施いたしました。区立中瀬中学校は区のちょっと北側にあるのですけれども、ここで学校支援本部が中心になりまして学校の授業等で子どもたちと様々なテーマで意見交換を行っているということで、今般、傍聴に来てくださっている学校支援本部の方々から「中瀬中学校は子どもたちと取組を進めていきたいのでご協力していただけますか」というお申出を頂き実施したものでございます。</p> <p>最初は1、2年生が対象だったのですが3年生も入りまして、結果、全校生徒を対象に子どもの権利に関するレクチャーと意見交換を学校支援本部と学校がメインで行ったところでございます。</p> <p>校長先生からのお話の後、専門のファシリテーターの方が全体進行を行い、学校支援本部の方からのレクチャーや個人ワーク・グループワークで子どもの権利について理解を深めた後に、様々な意見を頂いたところです。</p> <p>おめくりいただきますと、「自分たちに認められていると感じる権利」「自分たちに認めてもらいたい権利」について、ロゴフォームという仕組みで生徒から寄せられた意見を抜粋して掲載しています。ただし、3</p>

	<p>年生は卒業間近でG I G A端末がなかったため、入力ではなく手書きでしたが、かなりの量になってしましまして今鋭意集計をしているところでございます。資料には抜粋で載せさせていただいているのですが、全件集計が終わりましたらまた皆様方にも提供いたしますので、少しお待ちいただければと思っております。</p> <p>意見につきましては後ほどご確認いただければと思うのですが、参加していただきました委員の方がいらっしゃいますので、感想等ありましたらぜひお聞かせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>済美養護学校は、皆さん合わせてご意見を頂いていたと思いますので、その後の中瀬中学校で何かご感想、ご意見があればと思います。</p>
曾山委員	<p>曾山です。中瀬中学校に伺いまして、そのときに話が弾んでいるグループもあったのですが、なかなか会話が進んでいないグループもあったと思っていて、子どもの権利というところでちょっと重く考えてしまっているのか、それとも自分とはあまり関係がないと思ってしまっているのか、何となく興味の差異が大きいのかもしないかと感じました。</p> <p>その中でも区がこういう取組をしていることを今回の授業で初めて知ったという声もありまして、ちょっと前の谷村委員からお話がありました文大杉並のワークショップも参加させてもらったのですが、同じようにこの取組を初めて知りましたという声もあったのです。やはり行政発信の周知活動はなかなか浸透しないのだなということを感じたことと、今回中瀬中学校の子どもたちは、この取組を知ってもらうことができたので、学校を通じて行政が情報発信できる取組を考えていかなければいけないのではないかと感じました。</p> <p>条例というのは、自分たちの知らないところで勝手にでき上るものと思っている子どもがそのまま大人になって、社会の仕組みに何も興味を持たない大人が増えていくということになるとしたら非常にもったいないと思ったので、今回学校で、中瀬中学校で取組をやったことは本当にすばらしいことだと感じました。</p> <p>ちょっと余談ではあるのですが、1、2時間目でこのワークショップを見学させていただいた後で、子どもが通う天沼小学校で「私たちの天沼」という総合授業の発表会をやったので、そこも見に行かせていただいたのですが、そこで子どもたちが人口問題、少子化が進んでいることを取り上げて発表したりとか、公園でのボール遊びがどうして禁止になっているのかということや調査したりとか、子どもを大切にしている天沼について、自分たちはすごく大切にされていると感じていることを発表した子どもたちがいて、子どもたちでもそうした意見を総合の時間の発表として興味を持ってやっている子たちがいることにすごくうれしいなと思ったのです。</p> <p>また繰り返しになるのですが、子どもに「今子どもの権利について杉並が条例づくりをしていることを知ってる？」と聞いて、「知っている」と言った子はいませんでした。すごくもったいないなど。子どもは自分たちの環境についてということで、すごく興味を持ってくれていますし、天沼小学校でも取組をやっているはずなのに、忘れてしまうのですかね、そこがなぜかリンクしていないのか、ちょっともったいないなと感じました。</p>

野村会長	<p>ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。</p>
佐野委員	<p>佐野です。私も中瀬中学校の1・2校時、1回目を見させていただきました。1年生から3年生が異学年グループでやっていることにまず驚きました。それから人数の多さというところで、私は子どもたちが真剣に自分ごととしてよく考えていたなという感想です。</p> <p>その中で、とてもファシリテートとワークシートがよくできていて、例えば、こども基本法の6つの大切な考え方が10段階でどれくらい認められているのか、1つずつこども基本法について考えるところがある。ある一面は難しいと考えるところもあったけれども、それはどれくらい認められているのかという数値化する中で、自分ごととして考えることができたのかなと思いました。</p> <p>それから、一方で、もし杉並区の子ども条例が想定されたときに、どうこれを広めていくかというところにもヒントがあったと感じました。それはこのようなキャラバン隊を組んで条例ができた後に、子どもたちにどう周知していくのかというところもあるだろうし、それからこれは子どもだけではなくて大人たちにも考えてほしい、理解してほしい条例なので、このようなやり方は子どもも大人も自分ごとにするような取組だったなと感じました。</p> <p>それから、この意見抜粋のところでもとてもいいなと思ったのが、「自分たちに認められていると感じる権利」のところ、まず1番目に「自分はいろいろなことをすることを教師や親、その他親戚などに認められてもらっていると思う。けど、それができない家庭もあることを考えると、総合的には70%くらいしか認められていないと思う」というところで、自分以外の人にも目を向けられているということは、子どもの権利は自分だけの権利のような感じがするけれども、相手のことも考えてこういう発言ができて子どもたちは本当にすごいなと思いました。</p> <p>それからもう1つ、ロゴフォームで入れてもらっている「自分たちに認めてもらいたい権利」の中で、これも一番上に「自分が社会の一員で必要とされていること」と書いてあるのです。これも自分が必要とされている、人の役に立つ、そういう権利を持てる子どもたちはすごいなと気づかされたところです。</p> <p>いろいろな学校でこういう取組が広がっていくととてもいいなと思いました。 以上です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。ご質問でも構いません。</p>
高木委員	<p>皆さんのお話を聞いてとても参考になったというか、交流されている障害者の方たちとか、近くの小学校とかに交流されているところは、杉並区内でどのくらいあるのでしょうか。</p> <p>先ほど多くの委員の方がおっしゃられたように、小さいうちから一緒になって活動していると、大きくなっても「あの子はそういうものだ」という理解力というか差別する気持ちもすごく薄まると思うので、そういう取組を今後杉並でもしてけるのであればと思って。</p> <p>今、実際にはどのくらいの学校でやっというのか、把握しているのかと思ひまして。</p>
済美教育センター教育相談	<p>教育委員会の鈴木です。正確な数値ではないのですが、先ほどの報告にもありましたように、学区にもともとお住まいの済美養護学校だった</p>

担当課長	<p>り永福学園に通われているお子さんについては、基本的には副籍交流をやることになっております。ただ、ご本人の希望とか状況にもよりますので絶対ではないのですが、基本的には交流することになっているので、お住まいのお子様がいれば小学校が受け入れてされている。中学校も同様かと思っています。ということになっております。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>相互理解がなかなか進まないという中で、実践的にいろいろ取り組まれている様子が伝えられたかと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>次の議題ということになりますけれども、今いろいろお話を頂いた事柄、それから谷村さんからもお話を頂いた事柄も念頭に置きながら子どもの権利についてどのように表していくのかということについて議論を進めて行ければと思います。</p> <p>既に前回の会議でご案内させていただいたとおり、子どもの権利を考える部会については、出入り自由ということで、時間的に都合のつく方とさせていただきましたが、たくさんの方に来ていただいて議論させていただきました。</p> <p>どのように進めたのかということについては、前回の会議で各委員からお出しいただいた「条例に盛り込むべき子どもの権利」、それから、差し当たり4つの権利というのは、日本ユニセフ協会がホームページから取り下げたという話は既にさせていただきましたけれども、そうやってくると、どのような権利を子どもたちはイメージして自分の権利として考えればいいのかということが問題になってきますので、条例で子どもの権利を表していったらどうかということになっていたかと思います。</p> <p>部会ではそういう観点でややワークショップ形式でいろいろお話を頂いて、皆さんに書いて頂いたメモというのがこのA3のものであります。前回の審議会や部会で皆さんにお話しいただいたこと、それからこの部会で書いたメモから拾ったこと、かつ意見シートで皆さんに出していただいたものも見ながら私のほうで資料4という形でまとめさせていただきました。</p> <p>私は子どもの権利について条例で表現をする場合に3つあると思っ ていまして、ここに書いていませんけれども、1つは子どもの権利条例の前文の中に何らかの思いを入れていくことがあるかなと思いました。</p> <p>先ほど来からの議論の中で、私がメモしたものとしては、例えば、前文の中に大人、子どもということではなくて、大人とのパートナーシップの問題であるとか、あるいは相互理解の問題であるとか、あるいは子どもの有用感だとか、あとは自己肯定感というお話がありましたので、そういうものを前文の中に入れていくこともあるかなと思って聞いたりしてました。</p> <p>それから「子どもの権利のための基本理念」ということで、こども基本法では「こども施策の基本理念」ということですが、ここではもう少し広く子どもの権利のための基本理念という形で差し当たり置いておきました。これは部会の中で議論したわけではありませんけれども、子どもの権利条約の一般原則をやや分かりやすく表したものであるということで、「子どもは、いかなる場合も、個人として尊重され、差別的取扱いを受けることがあってはなりません」という差別の禁止。それから「子どもは、常に命を大切にされ、成長及び発達を保障されます」という生命・生存・発達の権利。それから「子どもは、あらゆる場面で、年齢及</p>

び発達の程度に応じて、思い、考え、意見を表すことができ、これらが尊重されます」という意見を聞かれる子どもの権利。それから「子どもは、自己に関係する全てのことについて、最善の利益が優先して考慮されます」という子どもの最善の利益。

先ほどのお話からすると、例えば「最善の利益」ということになると、「子どものために」という表現が使われることもしばしばあると思うのですけれども、ひょっとしたらこの「最善の利益」という難しい言葉ではなくて、先ほどご指摘のあった「子どもにとってもっともよいことが優先されて考慮されます」という表現にしてもいいのかなと思ってお聞きしていました。

ただ、これは私が仮に置いたものなので、もう少しうまく文章の中に含み込めればと思っていますが、前回の議論の中でこの基本理念の部分については、基本理念がありますという前提で特にここは文案を考えずに進めていたので、ここで仮に置いてみたということになります。

特に部会の中で議論させていただいたのは、子どもにとって大切な権利は何かということでご議論いただきました。

出席者を3グループに分けて、それぞれ皆さんのご意見、それからこの4つの権利、それから国連子どもの権利委員会が指摘しているクラスター、要するにどういう分野として議論されているのかという今日の資料4参考資料の「子どもの権利条約に掲げられている子どもの権利(分野別)」と書いてあるもの、こういうものを見ながら議論をしていただきました。

それぞれグループごとに違うところはあるのですけれども、最大公約数というのですか、広く取って、資料4の「子どもにとって大切な権利」に記載したとおり全体として6つに分けてみました。

1つが「安心して生きる権利」。2つ目が「自分らしく生きる権利」。ここは生きる権利が2つに分かれています。それから「育つ権利」。それから「意見を聴かれる権利」。「守られる権利」。それから「個別の必要に応じて支援を受ける権利」という6つが議論の中で挙がっていたように思います。部会で使った分類シートでは4つだったのですけれども、ややみ出す形で議論をしていただいて、どうやら6つというのが皆さんの考え方にぴったり来ているのかなと思った次第です。

まず「安心して生きる権利」ですけれども、「子どもは安心して生きることができます。そのために次のことが保障されます」。

ちなみに、「権利」というのは非常に難しい言葉で、「義務」というのもなかなか難しい言葉であるのですけれども、例えば、法律初学者に対して「権利」と「義務」を説明するときには、「権利」というのは「何々することができる」というのが「権利」ですと。「義務」というのは「何々しなければいけない」というのが「義務」ですと。「何々することができる」というものに対して、それに応じて「何々しなければいけない」という関係にありますということを初学者には説明をするので、「権利」というのは、「することができる」という形でここでは表現してありますので、「子どもは、安心して生きることができます。そのためには次のことが保障されます」。この「保障」も難しい言葉ですけれども、なかなかいい言葉が見つからなかったので、「保障されます」としてあります。

このカテゴリの中で皆さんからの意見を全体として見た中で、「安心して生きる権利」の中には、「命が大切にされ、人格として尊重されます」。

それから「秘密や私的なことが守られます」と。プライバシーが守られますという表現だったと思いますけれども、「プライバシー」も難しい言葉といえば難しい言葉なので「秘密や私的なことが守られます」としてあります。

それから、「家庭的環境の中で愛情と理解をもって育まれます」。

それから、「安心できる居場所を持つことができます」。という指摘がありました。

次に、「自分らしく生きる権利」ということで、「子どもは、自分らしく生きることができます。そのために次のことが保障されます」。

「秘密や私的なことが守られます」。先ほどの「安心して生きる権利」と重複していますね。どちらかにしたほうがいいですね。

「ありのままの自分が認められ、尊重されます」。

「知りたい、やってみたいことに取り組むことができます」。

それから、「自分の将来について決めたことが尊重されます」では「自分の将来」と書きましたが、「自分のこと」でいいですかね。先ほどの谷村委員のワークショップの報告から引っ張ってくると、「自分のことについて、選択し、決めたことが尊重されます」という表現がいいのかなと思いました。あるいは、ここには表現されていませんけれども、例えば、「周りの目を気にせず」とか「自由に」、あるいは「縛られず」ということもひょっとしたら挙がってくるかもしれません。

それから、次に「育つ権利」というので、「子どもは、のびのびと育つことができます。そのために次のことが保障されます」。これは皆さんがご指摘されたと思いますが、「学ぶことができます」「遊ぶことができます」「ゆっくりと休むことができます」としてあります。

それから、「意見を聴かれる権利」ということで、ここは私が幾分足したところがありますけれども、「子どもは、一人ひとり思い、考え、意見が大切にされます」と。条約12条は「意見」と訳されることが多いのですけれども、以前もお話ししたとおり、英語で言うと「views」ということなので、「思い、考え、意見」と。先ほど、特別支援学校の報告のところで言語で表現できない場合でもいろいろな表情で表現するというお話もありましたので、「一人ひとりの思い、考え、意見が大切にされます。そのために次のことが保障されます」。

「自分の思い、考え、意見を表明することができます」。

「自分の思い、考え、意見に聞かれ、それらが尊重されます」と。

ひょっとしたら、「理不尽に否定されず」とかいう表現もワークショップの報告で子どもたちから指摘があったのでそういうことを入れてもいいのかとったりして聞いていました。

「自分の思い、考え、意見がどのように尊重されたのか、されなかった場合の理由を知ることができます」。

「様々な場面で、様々なことに参加することができます」。

「必要な情報を得ることができます」。

5番目が「守られる権利」ということで、「子どもは、つらいことから守られます。そのために次のことが保障されます」。

「身体的、精神的、性的に暴力を受けません」ということで、「性的」は私が足しておきました。ただ、今日のお話を聞いていて、理不尽に怒られるとか理不尽に否定される、暴力ということだけではなくて、そういうところまで広げてもいいのかなと思って聞いていました。

それから、「困ったときに助けを求めることができます」

	<p>それから、表現が難しかったのですが「ほったらかしにされません」。部会のメモだったかどこかで書かれていたものを「ほったらかしにされません」としてあります。</p> <p>「傷ついたときに身体的・心理的、社会的回復に向けて支援を受けることができます」というのも、ちょっと表現を変えていますけれども、ご指摘があったことを入れてあります。</p> <p>それから、「個別の必要に応じて支援を受ける権利」ということで、障害のあるお子さんであるとか、あるいは外国にいるお子さんであるとか、あるいはLGBTQの問題などもここに含めているのですけれども、「子どもは、個別の置かれた状況に応じ、必要な支援を受けることができます」。このカテゴリーは、川崎市が持っているカテゴリーで、部会の中の議論でもこれが必要ではないかという議論が多く出されていたように思います。</p> <p>「子どもまたはその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を理由に差別や不利益を受けません」ということで、川崎市の条例を少し参考にしています。「理由またはそれを原因として」と書かれていたかな。あまり複雑にせず、そういう状況を理由に「差別や不利益を受けません」としてあります。</p> <p>それから、「自分のルーツの文化、言語に触れ、それを学び表現することができます」。</p> <p>それから、「違いが認められ、尊重される中で共生できます」としてあります。先ほどの委員の皆さんのお話からすると、「違いが認められ、尊重される中で交流し、共生できます」という「交流」というものを入れてもいいかなと思って聞いていたところです。</p> <p>それから、「状況に応じた必要な情報を得ることができます」ということです。</p> <p>それから、特別支援学校の報告のところはどうしたらいいかなと思って聞いていたのは、なぜ個別の必要に応じて支援を受ける者から声を上げなければならないのかということはどう表現したらいいのかというのは、「そうだよな」と思いながら聞いていましたが、この上の表現で含まれるかどうかというのは、またご指摘いただければと思います。</p> <p>それから子どもの権利の普及啓発は、先ほど言っていた中では、これはむしろ大人の義務のところを書けばいいかなと思ったり、あるいは支援する人の支援も先ほどご指摘がありました。これも区の施策等に入れていけばいいかなと思いましたが、いろいろご指摘を受けたものに多少補足しながら部会での議論を紹介させていただきました。</p> <p>ということで、3つのグループでの検討だったので、1つにまとめた形ではなかったのですけれども、3つのグループで作成したメモを横に置いて、いろいろな資料も置いて、取りあえずまとめさせていただいたということで皆さんからご意見を伺えればと思います。</p> <p>ちなみに、ここである程度合意ができれば、「子どもワークショップシーズン2」が3月末から始まりますので、そこで子どもたちに意見を聞きたいと思っています。</p> <p>ということで、取りあえず大人が考える子どもの権利ということで提案させていただいていますが、忌憚なくご意見を頂ければと思います。「これは抜けてるぞ」とか「こういう表現をいれたほうがいいのではないか」とか。いかがでしょうか。</p>
曾山委員	部会に出席できず、どんなお話になったのか気になっていたのですけ

	<p>れども、子どもにとって大切な権利が「安心して生きる権利」と「自分らしく生きる権利」というのが、すごく似ているように思っています、これを2つに分ける議論になったのかというところを伺えれば。</p> <p>あともう1点ですけれども、「意見を聴かれる権利」というところは、「意見を尊重される権利」のほうが、もう少し子どもに寄り添えるように思ったのですが、いかがでしょうか。</p>
野村会長	<p>「安心して生きる権利」と「自分らしく生きる権利」は、分けたほうがいいという明確な議論があったわけではないのですけれども、ただ、どうも「安心して生きる権利」と「自分らしく生きる権利」という議論がそれぞれのグループで進んでいて、これを一緒にするという感じではないなど。「安心して生きる」ということと、もう少し「自分らしく」という在り方というのは、同じ「生きる権利」ですけれども、少し分けたほうがいいかなということで、ここで分けさせていただいたところです。</p> <p>それから「意見を聴かれる権利」は、意見の尊重でもいいのですけれども、国連子ども権利委員会が「意見を聴かれる子どもの権利」を「The right to be heard」という表現を使っているので、タイトルとしてはそういう形にして、中身に「尊重」の文字を入れてあるということになります。</p>
曾山委員	ありがとうございます。
野村会長	ほかにいかがでしょうか。
田村委員	<p>「個別の必要に応じて支援を受ける権利」を入れていただけてとてもよかったと思っているのですけれども、今この4つに並べられているものだと、どちらかというところ「個別の置かれた状況に応じて排除されない」みたいなニュアンスがほとんどかなと思っています、支援を受けて皆さんと同じステージに立てるような、そういうもう一歩進んだ支援みたいなものが受けられるという内容が欲しいなと思うのです。すみません、表現ぶりのアイデアは全然ないのですが。</p> <p>今のままだと「いてもいいよ」と言われているだけで、「でも、自分はこのできないからみんなと一緒に過ごせない」という状況に置かれてしまうので、もう一歩サポートを受けられるというニュアンスがあるとありがたいなと思いました。</p>
野村会長	<p>よく分かります。ありがとうございます。</p> <p>ここはなかなかどう表現したらいいのかが難しく、一応、川崎市のものを見ながら「共生できる」という「共生の権利」という言い方にしてみたのですけれども、確かに先ほども申し上げたとおり、なぜこちらから声を上げなければいけないのかということも含めて、同じステージという表現を今頂きました。ここで答えは出ないかもしれませんが、意見として検討課題に入れておきたいと思います。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
増田委員	<p>この子どもの権利条例は、子どもたちに分かりやすく、子どもたちがぴんとくるという内容や表現になったほうがいいと思っております、「守られる権利」ですけれども、「身体的、精神的、性的に暴力を受けません」をより子どもに分かりやすくするために、「いじめ」という言葉ですとか「虐待」や「体罰」や先ほどありました「理不尽な怒りの対象になる」とか、そのようなもうちょっと具体性を帯びた言葉を入れたほうがいいのではないかと思います。</p>

野村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>私もこれをまとめていて、こういう表現がグループの中であったことはあったのですけれども、「ものすごくひどいことは受けません」というように見えるかなと思っていて、もう少し、間違いなくひどいことなのだけれども、「暴力」というと自分のことではないように感じたりする、例えば「精神的暴力」といった場合に、ひどい言葉を投げかけられているということが「精神的暴力」という言葉からイメージできるのかと思いつながりながら聞いていたところです。</p> <p>「虐待」を「体罰」で分かるかなとか。</p>
曾山委員	いやがらせとか。
野村会長	いやがらせか。
増田委員	中学生、高校生だったら、虐待、体罰、いじめがぴんとくると思うのですけれども。
野村会長	虐待、体罰も概念的には錯綜しているところもあるのですよね。
新藤副会長	<p>虐待されている子が、自分が虐待されていると分からないことが結構あるので、この条例の中に、表現は再考する必要があるかもしれないのですけれども、身体的なもの、精神的なもの、性的なものというのを、これを広めていくときに、むしろ大人の側がちゃんと説明できるのがすごく大事ななと思いました。</p> <p>なので、「虐待」とか「暴力」というと、物理的なものを子どもはイメージすることが多いかと思えますけれども、これまでの議論の中でも、教育的虐待とか子どもに選択肢を与えないみたいな、そういったところが結構関心というか、子どもたちからも意見が出ていたかなと思うので、そういう意味では「精神的」とか「心理的」という言葉が入っていたほうがいいかなと思いました。</p> <p>やわらかくするなら「心」とかいう言葉かもしれないのですけれども、かえってまた分かりにくくなるような、まとまっていないのですけれども、そのように思いました。</p>
野村会長	つらいことか。
曾山委員	すぐ上に書いてある「子どもは、つらいことから守られます」に、そろえてみるのも。
野村会長	「精神的」より「心理的」のほうがいいですかね。
新藤副会長	そこをどうするかですよね。虐待防止法とかですと、児童虐待だと「心理的」という言葉ですけれども、多分ほかの障害者虐待とか高齢者虐待だと「精神的」という言葉を使うこともあると思うので、そこは統一が取れていないような感じはします。
野村会長	「心理的」と「精神的」を並べると変ですか。
新藤副会長	どちらかですかね。
野村会長	どちらですか。
新藤副会長	<p>ちょっと気になったのですけれども、読んでいてそんなに違和感はなかったのですが、そろえる必要があるのか両方使うのかということはあるかもしれないですね。</p> <p>「心理的」のほうが子どもには伝わりやすいかもしれないです。気持ちとか心ということなので。精神というとちょっと病的な、疾患の領域も含まれてくるところがあるかもしれません。</p>
野村会長	「身体的、心理的、性的につらいことは受けません」は変だよな。「つ

	らいことをされません」。
新藤副会長	子どもの権利条約でも「暴力」と使っていますよね。
若松委員	児童養護施設では「子どもの権利ノート」というのが配られているので、それを見ても、「心と身体の健康が守られる権利」とか「体罰やいじめ、嫌な思いをしない権利」とか「性的に嫌なことをされたり言われたりすることから守られる権利」とかいろいろ書いてはあります。
野村会長	それはいいかもしれないですね。
若松委員	この後、子どもに聞くのですよね。
野村会長	聞きます。
若松委員	子どもがどういう言い方だったら分かりやすいとか、そういうものを確認していくのも。
野村会長	<p>そうですね。並べてみてどれが一番ぴったりくるのかというのもあるかもしれませんね。</p> <p>ありがとうございます。ちょっと参考にさせていただいて、ほかにかがでしょうか。</p> <p>今、細かいところに目が行っていますけれども、全体の6つにしたということについても含めていろいろご意見を頂ければと思います。</p> <p>前回の部会では、6つのところもあれば4つのところもあったりして、必ずしも全部が6つというわけではなかったのですが、広く皆さんのご意見からすると6つかなということで6つにしてみたということです。</p> <p>差し当たり、今頂いたご意見も含んで仮案として「子どもワークショップ シーズン2」にかけて子どもに聞いてみるというようにしましょうか。</p> <p>あと、いろいろなところに行って子どもたちに聞かれるときも、これをベースに聞いていただくことにするといいかなと思います。</p> <p>谷村さんがまた文化学園大学杉並中学・高等学校に行かれるかどうか分かりませんが、この間の議論は取りあえずこんなふうになりましたということでフィードバックしていただいて、さらに意見を聞いていただいてもいいかもしれません。</p> <p>谷村さんから何かご意見はありますか。</p>
谷村委員	ありがとうございます。文杉さんはよく伺っているので、しっかり報告したいと思います。今のところ私は大丈夫です。
野村会長	こういうまとめ方でも大丈夫でしょうか。
谷村委員	はい。
野村会長	<p>では、確定というわけではなくて、これを差し当たりの仮案としていろいろなワークショップにかけて、子どもたちから意見を聞いて、どこが分かりにくいとか、こうしたほうがいいのではないかと聞いてみるということにできればと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、次に「杉並区子どもと子育て家庭の実態調査について」ということで資料を頂いていますので、これについてご説明をいただければと思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>皆様のお手元にファイルの資料5をご配付させていただいておりますので、これをご覧いただければと思います。</p>

	<p>こちらは「杉並区子どもと子育て家庭の実態調査」ということで、今年の夏に調査をして、それを集計したものでございます。</p> <p>この調査は区が今まで取り組んできた、特に子どもの貧困対策について、今後も含めて参考とするために、表面化しにくい子どもたちの貧困について、実態がどのようなものかということで杉並区として初めて調査をしたものでございまして、得られた結果を客観的に把握することによって、今後様々な施策に生かしていこうという目的で実施しました。</p> <p>調査の概要につきましては、1ページから7ページをご覧くださいければと思うのですが、1ページに「調査の概要」として、目的ですとか、対象者、それからその数、そういったところが出ております。</p> <p>回答者の基本属性、この辺りは2ページ目以降に並んでおりますので見ていただきたいのですが、そもそも貧困をどういう定義づけをするのか細かく書かれているのが8ページ、9ページになります。ここでは東京都立大学の子ども・若者貧困研究センターの手法を参考に「低所得」「家計の逼迫」「子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素ということで、出された回答を要素へ照らし合わせまして、実際に生活困難度で分類した結果になったかは、おめくりいただいて10ページに出ております。</p> <p>ざっくりとした結果でいきますと、調査をしたうちの先ほどの3つの要素に当たるところ、困窮層、周辺層とあるのですが、そこに該当する方が調査対象のおおむね1割、さらにその要素が1つ、2つというところで周辺層、困窮層でいきますと、7.5%、2.7%というところが出ております。逆にここに該当しない方が約9割の方だったと、大きな傾向としてこういった結果となりました。</p> <p>146ページをご覧くださいと思うのですが、この調査に合わせて、今回は独自の設問といたしまして子どもの権利について設問を設けて調査を行いました。その結果を今回お示しさせていただければと思います。</p> <p>146ページで、例えば「子どもの権利条約の認知度」というところですが、世間一般で、それほど認知度が高くないと言われているところではあるものの、小学校4～6年生の認知度で特に「聞いたことがない」が著しく高いのかなということですが、147ページでいきますと、「守られていないと思う権利」のうち、それぞれ細かい権利のカテゴリーでAからDまであるのですが、小学校高学年から中学生、それから高校生世代と行くと、どんどん「守られている」が下がってくるという一定程度の傾向が見られるというところ。</p> <p>おめくりいただきまして、今度は「子どもの意見反映」というところで「保護者の回答」に目を向けてみますと、「子どもに関する事項を決めるとき、子どもの意見を聞いているか」という問いに対しましては、小学校の全学年で「聞いている」という率が著しく低い傾向なのかな、といったことが数字として見られると思います。</p> <p>こういったところを今後の議論の参考にとということで、今回資料としてお示しさせていただきましたのでご紹介させていただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
野村会長	<p>いかがでしょうか。何かご質問等はございますか。</p> <p>貧困全般でもかまいませんが、ご感想なども含めて。</p>
増田委員	<p>1つお聞きしたいのですが、149ページの「子どもの権利を守るために必要な仕組み」の表ですが、これは子どもと合わせた数、合わ</p>

	せた人に聞いたということでしょうか。
子ども政策担当課長	149 ページが子どもたちに聞いた結果。おめくりいただきますと 150 ページにもう 1 つグラフがありまして、こちらが保護者に聞いたところの、項目は違うのですけれども、そういった数字になっております。
増田委員	この 1,418 人が子どもですね。
子ども政策担当課長	子どもの数になります。
野村会長	ありがとうございます。「子どもが意見を言える仕組みがある」が一番多いですね。
新藤副会長	有効回答率が 3 割から 4 割ぐらいということで、郵送調査でしたら普通かなと思うのですけれども、杉並区なのでほかの自治体に比べて困窮層が多いとは考え難いところもありますので、予想どおりの結果と思うのですけれども、ただ、経済的に困窮していたり、あるいはお一人でお子様を育てている方とか、実際に回答してほしい方々からはなかなか回答が得られない状況があるのが 1 つです。 それから、子どもにも調査をしていますけれども、やはり障害のあるお子さんやこういった調査に回答することが難しい方もいらっしゃるのです、そういった方からなかなか回答を得られていないということを念頭に置きながらこのデータを見るといいのかなと思いました。 これがとても重要な調査だと思いますが、本当に困っているサポートが必要な方ほど回答していない可能性があることを少しお伝えしたいと思います。
野村会長	ご指摘ありがとうございます。
子ども家庭部長	今、新藤先生から頂いたお話は、私たちも非常に重要だと思っていました、これだけ大規模に、区として子どもと子育て家庭の実態調査をしたことが今回初めてでして、この数字自体、私たちも非常に重く受け止めている部分もあるのですけれども、一方で新藤副会長からあったような、これだけでは浮かび上がってこないものがあると思っています。 逆に数字が一人歩きすることがあってはいけないということもあり、私たちもこれをベースにしながら杉並区でどういう取組が必要なのかということ子ども家庭部だけではなくて、子どもに関わる部署がたくさんありますので、そこで子どもに関わる何か取組や事業を考えたときの基礎資料として、これから具体的にどんなものが必要か分析して考えていくプロセスによりやく入れたというところです。 ですから、いろいろ見ていただくと皆さんも「ああ、そうなんだ」と感じられることもあると思いますし、生データについては、広くホームページなどに掲載して、いろいろ加工したり、さらに詳しく分析されたいという方のために、データをオープンにしていこうと思っております。いずれにしても区としては、権利のこともそうですけれども、幅広く調査をさせていただいた初めてのものになりますので、子どもの権利に関する審議会ではありますけれども、いろいろなところで参考にしていただきながら、ただ、これが全てではないのだということも押さえていただいてのご指摘だったかと思えます。ありがとうございます。
野村会長	ありがとうございます。 川崎市などでは、子どもの権利実態調査を 3 年に 1 回、子どもの権利条例に基づいてやっていますけれども、こういうアンケート調査とは別に、特に障害のあるお子さんであるとか、あるいは施設に入所されてい

	<p>るお子さんだとか、あるいは外国にルーツを持っているお子さんなどは、個別にヒアリングをする中で意見を聴取している工夫をしていたりするので、今後、こども計画などもつくられると思いますので、その際にはより精度の高い調査の在り方も工夫していく必要があると思いました。</p> <p>さて、いかがでしょうか。</p> <p>調査をやってみて、杉並区としては「やはりな」という感じなのですか。それとも「意外だった」という感じでしょうか。すごく印象的な質問で恐縮ですが。</p>
子ども政策担当課長	<p>感想になってしまうかもしれないのですが、似たような調査を中野区とか世田谷区、それからもうちょっと広いところでいきますと東京都もやっているのです。</p> <p>中野、世田谷は隣接区でして、そこで出てきている結果は、かなり似た数字になります。やはりエリア的にそうそうそんなに変わることはないのかなというのが率直な印象ではあったのですが、これはあくまでも出てきた数ということで、どちらかという自分個人の感想になってしまうようなところもあるのですが、結構驚いたというか、区の職員としてもそこはちゃんと考えなければいけないと思ったことで1つ紹介させていただきますと、例えば、143 ページですが、様々生活に困難を抱えていらっしゃる方々が解決するためにどういうことを皆さんやったり考えたりしていらっしゃるのでしょうかという問いに対して、「相談する方法や窓口がわからなかった」という数が、正直思いのほか多いというのが印象です。</p> <p>区としても、当然こういったところの数を下げなければいけないということで、先ほど部長が申し上げましたとおり、今後どういう層に対してどういうアプローチをしていけばいいのかということ、庁内の関係各課とさらに連携しながら進めていかなければいけないといったところが印象というか感想でございます。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>というようなやり取りがありますが、何かございますか。</p> <p>よろしいですか。</p>
曾山委員	<p>今、区役所のホームページにも掲載されていることが確認できたのですが、これは例えば広報にこういうことをやりましたということや載せたりということは、やってらしていたのでしょうか。</p>
子ども政策担当課長	<p>広報等による周知は特に行っておりません。</p> <p>ただ、こちらはデータとしても一部になりますので、今後、調査をした項目全体を出して皆様方に提供していこうと検討しておりますので、その際に改めて何らかのアナウンスはしたいと思っております。</p>
曾山委員	<p>ありがとうございます。</p>
野村会長	<p>これは全国的にやることが求められていた貧困調査ですかね。だから、項目は大体共通で独自のところを付け加えていくということなので、全国比較も可能ということで、全国の自治体全てがやっているわけではないと思いますが、何らかの方式が基準になって、全国的に進められた調査の一環かなと思います。</p> <p>なので、そういう調査が行われているということは割と知られていて、その意味では興味を持たれている調査結果かなと思います。</p> <p>それでは、議題及び報告事項等を終えましたので、「その他」に行きた</p>

	<p>と思います。「今後の進め方」ということで、事務局からよろしくお願 いします。</p>
子ども政策担 当課長	<p>それでは、「3 その他」「今後の進め方」ということで確認させていた だければと思います。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました今後の日程ですけれども、1点変更をお願 いできればと思います。</p> <p>次第をご覧いただければと思うのですが、次の部会につきましては記 載のとおり、各主体、大人の役割を検討するというので、既に皆様方にも アナウンスして出欠のご連絡を頂いております。4月4日金曜日、午後 6時30分からということで、会場はこの場所を今のところ想定しており ますが、参加する人数によって変更になる可能性がございます。なので、 その際には改めてアナウンスさせていただきます。</p> <p>次に第6回の審議会ですが、4月26日を予定していましたが、 これを5月7日の火曜日に変更させていただければと思います。時間は 同じです。場所を確認しておりますが、区役所内の会議室を予定して おります。</p> <p>その次は第7回目といたしまして、5月31日金曜日、午後6時30分 ということで、これも区役所本庁舎内の会議室を予定しております。</p> <p>日程を変更した5月7日につきまして、ご予約は今お分かりになり ますでしょうか。もし調整が必要ということであれば後日ご連絡いただ ければと思いますので、ご出席くださいますようよろしくお願いいたします。</p>
子ども家庭部 長	<p>それからもう1つ、今後の進め方で大きな話というか、私から1つだ けお伝えしておきたいのですが、条例の内容が次第に具体的になってく るのがこれからのプロセスだと思っております。</p> <p>審議会の議論の中で「できるだけ子どもたちに分かりやすく」という お話も頂戴しておりますので、それは皆さんの議論を踏まえたベーシ ックな考え方として条例もそのようにしていきたいという考えを持っ ておりますけれども、いわゆる理念条例にするのか、それとも総合条例 にするのかというご議論も第2回目ぐらいにさせていただく中で、総合 条例という形でより具体的な仕組みも併せて規定していくべきだろう ということで方向感を頂いております。</p> <p>実際、条例をつくるということになりますと、区としても条例をつ くるということは、国レベルで言えば法律をつくるということにもなり ますし、より具体的な仕組みとして「救済機関」の話も出ている中で、 これからは恐らく区として条例にするのであれば、どういう形式にしてい くべきかということも区の中においてもいろいろな内部の検討も併せ てしていく必要が出てくると思っております。</p> <p>先ほどの「精神的」なのか「心理的」なのかとか、言葉をどういう形 でチョイスしていこうというご議論もありましたけれども、基本的には どういう言葉は条例に使ってはいけませんということがあられるわけ ではないのですが、この後、いろいろな地域でつくられている条例にお いても、言葉遣いだったり、例えば、卑近なことを言えば、ですます調 なのかである調なのかということも含めて、いよいよ具体的に条例の形 をつくっていくことになると、私たちもいよいよこれからだなという 感じになってまいります。</p> <p>そもそも審議会として6月を目途に答申をお出しいただくことにな りますけれども、そのときにどういう形で答申を頂くのか、みたいなこ</p>

	<p>とも含めてこれから具体的な検討がさらに進んでいくこととなります。</p> <p>事務局としても皆さんからお出しいただいているご意見を最大限踏まえながら、会長、副会長ともいろいろ密にお話もさせていただきながら、この先、より具体的話になってくると、事務局ももう少し詰めた議論をしていく必要があるかなと思っております。いずれにしても具体的になってくると、より緻密なというか、さらに突っ込んだ議論が必要になってくると思いますので、さあこれからいよいよというところに差しかかっていますので、一言お伝えしておこうと思って発言させていただきました。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ちなみに、川崎市などでも条例の最終版のところ、特に条例を考える委員会と市役所の法令の部署との相当な議論がありました。特に川崎市は「ありのままいられる権利」かな、この「ありのまま」というのがどういう概念なのだという。子どもに分かりやすいということと、法律的な概念というのは時々そういう議論の種になりますので、どういう意味でそれを使うのかということはかなり問われることになっていくのかなと思います。</p> <p>ということで、今日予定されていたことを少し早めに終わることができそうですけれども、以上ということになります。</p> <p>何か皆様からございますか。</p>
向井委員	<p>先ほど、冒頭で永福学園と済美養護学校の感想をお伝えしましたけれども、1つ忘れていましたので、議事録に残していただきたいと思って追加で発言します。</p> <p>表現がちょっと難しいのですけれども、どちらの学校もPTAの方たちにお会いしました。今、見た目だけで断定することはできませんが、全て女性、つまりお母さんのように見えました。ほかの意見聴取に伺ったとき、天沼小でもPTAの方にお会いしたのですが、支援本部の方も入っていたのですけれども、女性だけでした。1人ぐらい男性、つまりお父さんにお会いできるかなと思っていたのですけれども、そうではなかったもので、それも実態だなと思いました。</p> <p>先ほどの調査、数字でなかなか見えてこないところを見てきましたので、ご報告したいと思います。</p>
野村会長	ありがとうございます。
増田委員	こちらの意見聴取のほかに、恐らく外国ルーツの子どもたちへの意見聴取も行われたと思うのですけれども、どこかのタイミングで共有していただければと思います。
野村会長	よろしく願いいたします。
子ども政策担当課長	<p>ちょっとご紹介させてください。情報提供になりますが、冊子上の「なみすく」と書かれているチューリップの写真が表紙の小冊子と、「子どもの幸せって何」というチラシをご配付させていただきました。</p> <p>この「なみすく」という冊子は、最後のページをおめくりいただきますと、ページの下半分に記載のとおり杉並区教育委員会の協力で毎号2万5,000部を全区立小学校児童に配布するほか、図書館にも置いている、長く活動の続くそういう冊子になります。</p> <p>表紙をおめくりいただきますと、教育長も入られて保護者と子どもの権利に関する意見交換を行われたものを取材したということで記事にしてくださいました。さらにおめくりいただきますと、様々な意見をご紹介</p>

	<p>してくださっているのですが、私どもで実施した浜田山小学校での意見交換会の写真も紹介してくださっていますので、情報提供で皆様方にお配りさせていただきました。</p> <p>もう 1 枚の A 4 版のチラシですけれども、こちらは中瀬中学校 P T A が、教育委員会と共催で、近隣の皆様方にもお声がけをして、「子どもの幸せってなに？」ということで、記載のような映画の上映会と講演会の取組を予定されているということで、今般皆様方にもご紹介させていただきたいと思ひまして、ご配付させていただいたところでございます。</p> <p>以上です。</p>
野村会長	<p>桜井智恵子さんは私もよく知っています。川西市の子どもオンブズパーソンをされた方ですね。岩波新書の本がここでも紹介されていますけれども、「子どもの声を社会へ」という赤版の岩波新書にも書かれていますので、それをご参考にしていただければと思います。</p> <p>では、第 5 回審議会を終わりたいと思います。お疲れ様でした。</p>